

2025 年 10 月 27 日

神奈川県医療労働組合連合会
執行委員長 市川村 素緒美

夜勤規制と大幅増員で 安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書

【陳情趣旨】

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて1/3の賃上げ額や1/2の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上

夜勤規制と大幅増員で 安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて1/3の賃上げ額や1/2の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記の事項を要請します。

以上

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2025年 月 日

〇〇〇〇〇〇議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

ケア労働者を
応援して
ください!

夜勤減らしていのちを守ろう #人を増やしてケアに未来を



オンライン
署名も!



医療現場の実
態を詳しく紹
介しています。

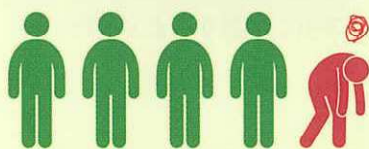
夜勤規制と大幅増員で 安全・安心の医療・介護を 実現しましょう!



国際基準からかけ離れた 日本の医療・介護の長時間夜勤!

日本では、2日分の勤務をインターバルなしで一気に働く連続16時間超夜勤が半数の病院で行われています。ILO看護条約・勧告の「1日の労働時間8時間以内」「時間外含めても12時間以内」「勤務間インターバル12時間」がまったく守られていません。

看護現場では5人に1人が
16時間超夜勤をしている!



日本医労連
「2022年看護職員の労働実態調査」より

介護施設では約9割の事業所
で16時間前後夜勤が常態化!



日本医労連
「2024年介護施設
夜勤実態調査」より



疲労・過労は
ミスのもと!

紙の署名って意味あるの?

この署名は、「国会請願署名」といい、国会議員に提出して、衆議院・参議院で審議されます。たくさん集まれば、国民の多くが関心を寄せる問題として扱われ、制度を変えることができます。国会請願署名は紙の署名に限られています。



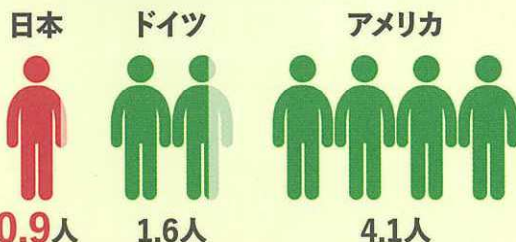
1992年には
署名の力もあり、
「看護師確保法」が制定。
看護師の初任給が
大幅アップしました!

◀1992年の様子



人員体制も 日本はとても少ない!

1病床あたり看護師数の国別比較



先進国で
最低レベルの
人員配置!

出典「OECD Health
Statistics2020」
「OECD Stat.」

オンライン署名で世論を動かそう!

国会請願署名では受け付けられませんが、省庁に提出するなど政府に対する意見として有効です。世論を動かすために、ご協力おねがいします。

地域の医療・介護を守るために、ケア労働者の労働環境の向上が必要です。
署名にご協力ください。

夜勤規制と大幅増員で 安全・安心の医療・介護の実現を求める 国会請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

請願趣旨

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外を含めても12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤は年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて1/3の賃上げ額や1/2の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記の事項を要請します。

請願事項

- 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
- 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
- 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
- 患者・利用者の負担軽減を図ること。

氏 名	住 所（「同上」や「〇」は使わないでください）
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

【取り扱い団体】（ ）

※国会への請願以外に個人情報を利用されることはいっさいありません

新たな感染症に備えるため、
自然災害時の対応のため、
国の責任で

●必要な人員体制の確保

●公立・公的病院や保健所

の拡充・機能強化

を求めています。

私たちは
医師・看護師・
介護職員などの
大幅増員を
求めています



めざすべき看護体制

■病棟	198万5,000人
■外来	35万5,000人
■訪問看護	24万人
■介護保険関係、学校養成所、保健所など	36万3,000人+α
■合計	300万人

私たちは
安全・安心の医療・介護実現
のため人員増と処遇改善を求める
国会請願にとりこんでいます

請願事項

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の大幅賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担軽減を図ること。

署名にご協力
ください



日本医療労働組合連合会(日本医労連)

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5日本医療労働会館3階

電話03-3875-5871 Email n-ask@irouren.or.jp

安全・安心の医療・介護実現のため、
医師・看護師・
介護職員の
大幅増員を

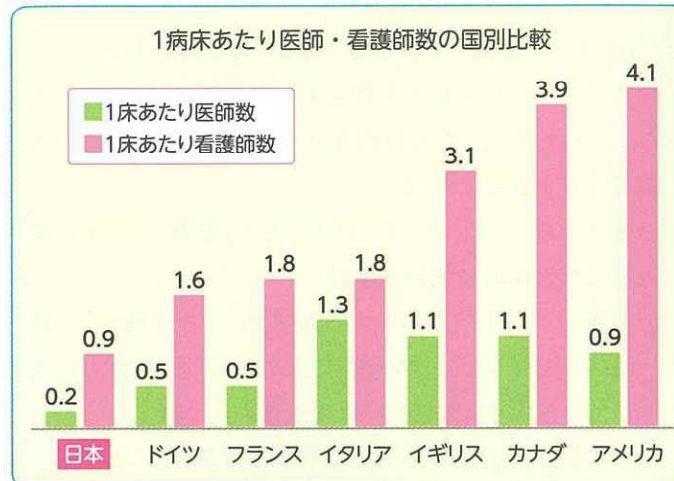


日本医労連

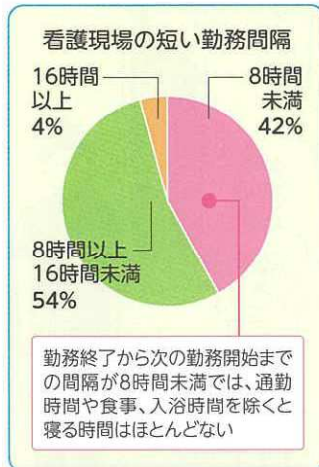
私たちは必要な人員確保、 公立・公的病院や保健所の 拡充を求めています



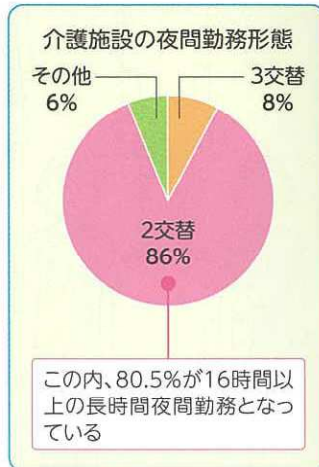
新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。



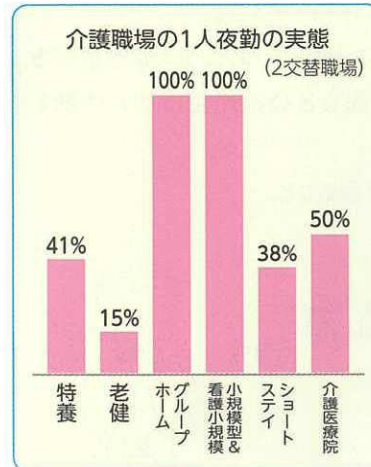
出所「OECD Health Statistics2020」[OECD Stat.]



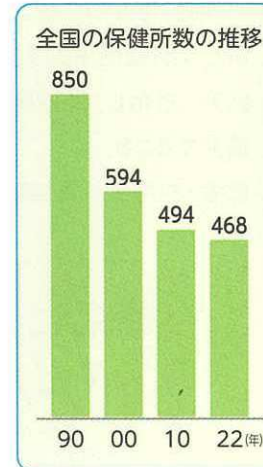
出所「日本医労連2021年度夜勤実態調査」



出所「日本医労連2021年介護施設夜勤実態調査」



出所「日本医労連2021年介護施設夜勤実態調査 職場単位の夜勤配置・2交替職場」より



出所「厚生労働省健康局健康課地域保健室」調べ

余裕ができれば、**もっと**
患者さんに寄りそえます

患者さんに
寄りそいたい



患者さんの隣に座って今どう思っているのか、今後どのように生活していきたいのかなどを聴き取り、そのためにはどうしていけばいいのかを一緒に考えたい。

(北海道／看護師・4年目)

もっといい
看護がしたい

目を見て看護がしたい。「ちょっと待って」のない看護がしたい。日常生活援助の場面では常に患者さんの尊厳を守りたい。(埼玉)



人手を
増やして



患者さんが満足いくまで質問・不安・悲しみなどの話を聞き、不安・不満を軽減したい。リハビリにつながる日常生活援助をしたい。セルフケアの不足を補いたい。

(和歌山／看護師・25年目)

日本は他の先進国と比べても医師、看護師、介護職員、保健師が不足しています